江東区環境基本計画(素案) パブリックコメント(意見募集)を実施

現行の環境基本計画(後期)の計画期間は本年度が最終年度となることから、区では令和7～12年度までの6年間を計画期間とする新たな計画を策定します。

気候危機の深刻化、ゼロカーボンシティの実現など、環境を取り巻く課題や現在の社会状況を踏まえた素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を行います。

素案の全文はこちら

素案の概要

主な変更点

●計画の柱の再編

現行計画における目標達成のための「6本の柱」は、国の第六次環境基本計画の重点戦略を参考に、①脱炭素社会②循環型社会③自然共生社会④安全・安心・快適な生活環境⑤環境教育・パートナーシップの5本に再編する。

●「ウェルビーイング／高い生活の質」の視点

国の第六次環境基本計画で示された、環境政策を起点としてさまざまな経済・社会的課題を同時に解決していく、「ウェルビーイング※」の視点を、各柱に追加する。

※身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること

●重点事業・指標・具体的取り組みの見直し

現在策定中の「江東区長期計画(後期)」や関連計画の内容、国内外の動向などを踏まえて、修正する。

●計画書のスリム化

具体的な取り組みについては、現行計画とゼロカーボンシティ江東区実現プランに記載の取り組み内容を統合・見直しし、読みやすい計画書を目指す。

ご意見をお寄せください

素案の全文は区HPのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、温暖化対策課(区役所隣防災センター6階5番)、えこっくる江東でも閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は、後日、区報・区HPで公開します。なお、意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

意見募集期間 10月21日㈪～11月11日㈪(必着)

意見送付方法 区HP、温暖化対策課窓口またはFAX・はがきに①氏名②住所③年代④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、〒135-8383区役所温暖化対策課環境推進担当へ

☎03-3647-6124 FAX03-5617-5737

ねずみによる被害を防ぎましょう

ねずみは、感染症を媒介するだけでなく、食品を食い荒らす、電線やガス管をかじるなど、人の生活にとって有害な動物です。次の対策を行いましょう。

問保健所生活衛生課環境衛生係
☎03-3647-5862 FAX03-3615-7171

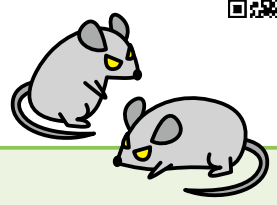

侵入路をふさぐ

ねずみは人の親指が入るほど(1.5cm程度)の隙間があれば、屋内に侵入できます。排水管周りや通風口、換気扇などの隙間が主な侵入路です。建物の周りを点検し、隙間を金タワシや目の細かい金網でふさぎましょう。また、窓やドアを開けたままにしないようにしましょう。

エサを置かない

食べ物は戸棚や冷蔵庫に保管し、生ゴミは密閉できるゴミ箱に入れましょう。ねずみは雑食性のため、ペットの食べ残しやせっけん、有機肥料なども食べます。エサになりそうなものは、片づけましょう。

巣をつくらせない

人目につきにくい場所に巣をつくります。家具や冷蔵庫の裏、押し入れの奥などはこまめに確認して整理整頓に努めましょう。また、ティッシュペーパーや雑巾、ビニール袋などは巣の材料になるので片づけましょう。

～木材利用促進月間～「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指して カーボンストックファニチャー展示中

木材がどれくらいの二酸化炭素を固定したかを可視化した家具「カーボンストックファニチャー」を展示しています。

日10月30日㈬まで
場区役所2階エレベーター前
問温暖化対策課環境調整係
☎03-3647-6124 FAX03-5617-5737

アスベスト分析調査費用の一部を助成

吹き付け材や保温材などにアスベストを含有している可能性がある区内の建築物について、専門調査機関による分析調査費用の一部を助成します。

※必ず分析調査を実施する前に申請してください

対これから分析調査を実施する次のいずれかに該当する方

●区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人など(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)

●区内に建築物を有する個人

●区内にある分譲共同住宅の管理組合

[助成金額]

費用の2分の1以内(上限10万円、建築物1棟につき1回限り、千円未満切り捨て)

申区HPにある申請用紙に記入のうえ、必要書類を添付し〒135-8383区役所環境保全課指導係(区役所隣防災センター6階9番)に郵送・窓口で

※申請順に受け付け。予算に達ししだい終了

問環境保全課指導係☎03-3647-6147 FAX03-5617-5737

分譲マンション管理組合・賃貸マンション経営者の方へ 計画的な修繕に向けた調査費の一部を助成

マンションの大規模な修繕を計画する目的で、分譲マンションの共用部分または賃貸マンションの賃貸部分について修繕の場所や時期・工事内容・所要金額などの調査を行った場合、調査費用の一部を助成します。

対建築後7年以上経過した区内の耐火建築物のマンション(社宅や社員寮を除く)

※過去10年以内に調査費の助成を受けておらず、それぞれ次のすべてに該当する方

●分譲マンション管理組合の方
　・管理組合が適正に運営されていると認められること

●賃貸マンションの経営者
　・管理が適正に行われていると認められること
　・住民税または法人税を滞納していないこと

[助成金額]

調査費用の3分の1(千円未満の端数は切り捨て)の額と戸数規模に応じて定めている助成限度額を比較して、低い方の金額

※調査を実施する1か月前までに必要書類を提出。詳細はお問い合わせください

問住宅課住宅指導係☎03-3647-9473 FAX03-3647-9268